平成２５年（フ）第１９９号
愛知県豊橋市東小池町40番地１グローリアス向山公園1003号、住民票上の住所愛知県豊橋市東小池町48番地の７
債務者　高柳　正代
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２６０号
川崎市川崎区浜町１丁目20番９―103号　デザイナーズハウス燦
債務者　壽福　洋介
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７６号
川崎市中原区下新城２丁目10番32号　ファミールヒロヤマ101、前住所川崎市高津区明津15番地７　ラ・フォーレ201
債務者　小林　昭菜
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２２号
川崎市川崎区南町12番地16　Ｋ．Ｓ．Ｐ川崎ビル401、前住所横浜市神奈川区羽沢南１丁目26番６―106号
債務者　小山　義雄
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３３号
川崎市高津区久末2068番地　グリーンベル久末202、前住所川崎市高津区千年207番地　増田ハイツＢ―201
債務者　藤井まさ美
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３９号
川崎市中原区上平間611番地１　上平間五瀬淵住宅714
債務者　赤間　智穂
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４０号
川崎市高津区溝口１丁目17番22号　ビラモデルナ４―Ｂ
債務者　岡部　仁重
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４２号
川崎市麻生区王禅寺西４丁目14番21号　メゾン吹込103
債務者　鈴木　明弘
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４９号
川崎市宮前区初山１丁目４番23号　コーポシャンポール103
債務者　峯岸　亜美
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３８号
岡山市北区田中148番地109　Ａ―101、旧住所岡山市北区万成西町10番11号
債務者　橋目三津好
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７９号
岡山市東区西大寺松崎386番地４
債務者　奥野　梨絵
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
長崎県雲仙市国見町多比良甲216番地
債務者　荒木　翔平
１　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月10日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第５１７号
岡山市北区奥田本町９番７号
債務者　駄場崎　健
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７号
大分県速見郡日出町大字豊岡4911番地６
債務者　安部　圭弐
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月30日午後１時45分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第５３８４号
大阪府枚方市伊加賀寿町16番41―17号
債務者　三浦　恒子
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部